

年 月

機密保持誓約書

中部国際空港株式会社

中部国際空港エネルギー供給株式会社

中部国際空港テクニカルコネクト株式会社

中部国際空港旅客サービス株式会社

御中

会社名_____

所在地_____

役職名_____

氏 名_____ 印

当社は、貴社が保有する秘密情報の開示を受けるにあたり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

1 本誓約書での秘密情報とは以下のものであることに同意致します。

貴社が当社に開示するすべての情報および当社が貴社からの依頼または指示もしくは貴社との契約（以下「本件業務」という。）の遂行上知り得た貴社の情報。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとします。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、または当社の責によらずして公知となった情報
- (2) 当社が事前に貴社の承認を得て公開した情報
- (3) 第三者から守秘義務を負うことなく当社が正当に入手した情報
- (4) 開示時点ですでに当社が適法に保有している情報
- (5) 秘密情報に依存することなく、当社が独自に創作した情報

なお、前項各号に掲げる情報が、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定義される「個人情報」に該当する場合には、かかる情報は非公開のものであるか否かを問わず、秘密情報として取り扱うものとします。

2 当社は、紛失、改竄、破棄、漏洩がないよう善良なる管理者の注意をもって秘密情報を保管管理するとともに、秘密情報について厳に秘密を保持致します。

- (1) 当社は、秘密情報を本件業務の遂行以外の目的に使用致しません。
- (2) 当社は、本誓約書の記名押印者を、当社における秘密情報の取扱責任者とします。また、取扱責任者に変更があった場合はその役職の後任に当たる者を取扱責任者とします。

- (3) 当社は、秘密情報を示す必要のある当社の役員および従業員のみ秘密情報を開示するものとし、当該役員および従業員に対して、本誓約書に定める秘密保持義務と同等の義務を遵守させます。
- (4) 当社は、秘密情報を取り扱う場合、個人情報保護法その他関係法令を遵守致します。
- (5) 当社は、秘密情報を取り扱う場合、貴社の情報セキュリティに関して本誓約書および本誓約書に規定するもの以外で貴社が要求する事項を遵守致します。
- 3 当社は、秘密情報を、貴社が承諾した場合を除き、第三者に開示、漏洩致しません。また、当社が、貴社の承諾を得て第三者に秘密情報を開示する場合は、本誓約書で規定される秘密情報の取り扱いに関して、本誓約書で規定される秘密情報の取り扱いと同一の取り扱いを当該第三者に遵守させます。
- 4 当社は、貴社の指示があった場合、または貴社により許可された場合を除き、秘密情報を、複写および複製致しません。
- 5 当社は、貴社から要求があった場合、もしくは本件業務が終了したときは、秘密情報および秘密情報にかかる複製物を、貴社の指示に従って、速やかに返却または消去もしくは破棄致します。消去または破棄は安全かつ確実な方法により行うこととし、その責任は当社が負います。また、秘密情報または秘密情報にかかる複製物を消去または破棄した場合は、その事実を貴社に報告いたします。
- 6 貴社が、秘密情報の保護のために、当社の秘密保持体制等の審査をする必要があると認めたときは、当社はこれに協力致します。また、貴社が秘密情報の取り扱いに関する報告を求めたときは、当社はこれに応じます。
- 7 当社は、秘密情報の取り扱いについて、本契約に違反する行為または情報漏洩・滅失・改ざん等の事件・事故が発生した場合、または発生するおそれがあることを知った場合は、すみやかに開示者に報告すると共に、損害の拡大を防止し、また当該違反を是正するために実行可能な最大限の措置を講じます。
- 8 当社は、本誓約書に定める義務に違反した場合は、それに伴って貴社が被った直接的損害を賠償致します。なお、その賠償方法については別途協議の上決定するものとします。
- 9 本誓約書の効力は、本誓約書提出日から生じ、貴社から得た秘密情報のすべてが当社の責めによらずに公知になるまで存続するものとします。
- 10 貴社との既存契約における機密保持に関する事項について、本誓約書と一致しない、または矛盾する記載がある場合は、本誓約書が優先して適用されるものとします。

以上